

令和 7 年 度

## 岡山市内部統制評価報告書審査意見書

岡 山 市 監 査 委 員



岡 監 第 1 8 0 号  
令和 8 年 9 月 1 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 岡山市監査委員 | 岩 | 田 | 康 | 裕 |
| 同       | 岡 | 部 | 宗 | 茂 |
| 同       | 成 | 本 | 俊 | 一 |
| 同       | 太 | 田 | 栄 | 司 |

令和 7 年度岡山市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により，令和 7 年度岡山市内部統制  
評価報告書について審査した結果，別紙のとおり意見を提出します。



# 令和7年度岡山市内部統制評価報告書審査意見

## 第1 審査の対象

令和7年度岡山市内部統制評価報告書

## 第2 審査の実施場所及び期間

監査委員室

令和8年6月22日から

令和8年8月24日まで

## 第3 審査の着眼点及び方法

審査に当たっては、岡山市監査基準に準拠し、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（令和6年3月改定 総務省）の「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、評価の根拠となる資料の閲覧及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 第4 審査の結果

審査に付された令和7年度岡山市内部統制評価報告書について、運用上の重大な不備は2件として、内部統制が一部有効に運用されていないとした評価も含め、上記第1から第3までの記載事項のとおり審査した限り、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

（重大な不備）

- ・ 障害福祉業務の不適切な事務処理（財務に関する事務）
- ・ 児童扶養手当の誤支給（財務に関する事務）

## 第5 意見

内部統制制度の導入から6年を経過してもなお、不備の発生に歯止めがかからず、発生件数は過去最多となった。また、前年度に続き重大な不備が認められたほか、誤払い、誤送付・誤交付などの運用上の不備は依然として多く発生している。特に、誤払いについて、重大な不備とされた児童扶養手当の誤支給のほか、前年度に重大な不備とされた退職手当の支給事務で不備が発生している。

この厳しい現状を踏まえ、不備事例の原因と分析の情報共有、内部統制制度に対する職員の当事者意識の向上に加え、改めて事務処理ルールと相互牽制を徹底し、リスクを未然に回避する必要がある。特に毎年、発生頻度の高い不備については、確実な対策を徹底されたい。

また、重大な不備の評価に際しては、より網羅的な検証を行うとともに、判断基準をより明確化するなど、更なる充実に努められたい。

公務と市政に対する市民の信頼が確保されるよう、全庁を挙げて内部統制制度の実効性向上に努められたい。

